

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省東北地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

## 1. 被処分者

(1) 商号又は名称	北芝電機株式会社
(2) 代表者	代表取締役 清野 弘
(3) 主たる営業所の所在地	福島県福島市松川町字天王原9
(4) 許可番号	国土交通大臣許可(特-27)第21058号

## 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

(内容)

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
  - 社内の業務管理体制の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書をもって報告すること。

## 3. 処分理由

北芝電機株式会社は、遅くとも平成29年から令和元年5月までの間、請け負った建設工事の一部において、主任技術者等を配置すべきところ、資格要件を満たさない技術者を配置した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

<発表記者会：宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会>

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局	電話	022(225)2171(代表)
建政部 建設産業課 課長	か くらい たかお	家久来 隆男 (内線 6141)
建政部 建設産業課 課長補佐	あきもと まなぶ	秋元 学 (内線 6146)

## < 参 考 >

### 関係条文

#### 建設業法(昭和二十四年五月二十四日法律第百号)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第26条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3～5(略)

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(略)、入札契約適正化法第十五条第二項若しくは第三項の規定若しくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(略)第三条第六項、第四条第一項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第四十一条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

一 (略)

二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

三～九(略)

2～7 (略)